

訴 状

(試 案)

弁護士が訴状作成の為試案で参考資料として作成しました

令和8年5月29日

名古屋地方裁判所 御中

事件

添 付 資 料 等

委任状

書証の写し

訴訟物の価格

貼用印紙額

予納郵券

当 事 者 の 表 示

原 告 A

原 告 B

原 告 C

原 告 D

被 告 (A)

〒466-0005 名古屋市昭和区雪見町 2-5-10

三輪 康

〒511-0814 三重県桑名市松並町 1-24-1

新井 信治

〒496-0038 津島市橘町 2-71-1

井桁 清和

〒463-0090 名古屋市守山区瀬古東 3-2029

佐藤 志貴

〒464-0032 名古屋市千種区猫洞通 3-2-5

平岡 道郎

〒511-0911 三重県桑名市大字額田字堤外 1622

高阪 雅裕

〒483-8086 江南市高屋町大松原 126

長尾 学

〒511-0923 三重県桑名市大字桑部 1023 番地 24

新井 昌治

〒466-0005 名古屋市昭和区雪見町 2-5-10

三輪 茂代

1. 趣 旨

- (1) 団体創業者が営業活動 13 年間で会員 2,663 人になった団体を被告理事は東京海上と共謀して団体代表者塚原を三輪康に入れ替えする為に「中税務署指摘・東海財務局指摘」の虚偽行為と三輪、新井元理事長の恐喝行為、更に東京海上の団体契約と代理店契約解除通告等によって医療共済会を乗っ取った者で原告は過去と現在の理事は自称理事にすぎないと主張する。
- (2) 団体手数料は一部理事が専有するものではない会員合意のもとで団体指定代理店を決めるべきで一部理事による一方的な理事親族会社の決定は許されない。会員から毎年団体保険更改日 7 月 1 日前に指定代理店株式会社 エーアンド・エムの承認を取るべきである。理事契約部分なら理解が出来るが他の会員部分は取得する権利がない、過去の団体代理店手数料の理事部分を差し引いた残りの他会員代理店手数料部分の返還を求める。
- (3) 本来剰余金は毎年精算して会員に返還されるものである、会員は剰余金の存在を知らされていないので知らない。それを会員に一切報告しないで大きく毀損している。団体の過去に発生した団体剰余金を試算すると十数億円もの不足金が発生している剰余金は会員の公金でそれを私物化する事は許されない。被告にその会計帳簿の提出と不足金の損失補てんを求める
- (4) 会員に無断で株等の金融商品取引等を行って多額な損失が発生している。会員はその事実を知らないし知らされていない、理事による会員の公金を無断で流用する事は許されない株取引等資料提出と損失金の返還を求める
- (5) 仮に高阪雅裕が現在の団体理事長と仮定しても「団体保険医療共済会」の団体保険の代表理事長には該当しない。それは団体が私物化されていて保険業法と団体規準に違反するからである、又指定代理店は一切の代理店活動を行わず団体が行っていて団体と一体であり、団体と代理店は相互に対極に存在するものであり通常では考えられない組織形態であるこれは完全に保険業法に違反する。依って高阪雅裕は団体の理事長と仮定しても団体保険医療共済会の団体保険理事長ではない。

2. 原因

- (1) 会員は被告理事が団体を東京海上と共謀して創業者から「名古屋中税務署指摘」「東海財務局指摘」等の虚偽行為と三輪康と新井信治の恐喝行為と東京海上の代理店解除等で乗っ取った事実を知らない、過去から初代理事長三輪康以下の理事は会員から理事の確認及び承認を全く得ていない自称理事である。
- (2) 団体の指定代理店は理事親族会社の株式会社エーアンド・エムである会員はこの事実を知らされていない、それは代理店として全く活動していないからである。会員の確認を取らず理事の一方的不当な巨額代理店手数料年間約 2 億円の全額取得でありそれは会員部分が含まれているからで理事部分以外の手数料は会員に返還されるべきである
- (3) 本来剰余金は毎年発生するものでありそれは毎年会員に返還される公金である、それを会員に通知しないで無断で他に流用する事は許される行為ではない、剰余金は毎年会員に 1 円の単位まで計算出来るので各会員に精算されるべき公金である
- (4) 理事が会員に無断で団体の公金を他に流用すべきではない。
団体の公金は会員全体の公金であるそれを利用して株等の取引をするべきではない、それで会員に毎年分配する事は出来なかった。これは理事による団体の私物化そのものである
- (5) 保険料を割引するには 2 つの条件がある、その一つは団体の「人数」による割引と、二つ目は団体の条件として「保険業法 300-1-5 と団体規準」に規制されている医療共済会はみせかけの団体そのもので完全に違反する。又本来は団体と代理店は独立した別組織である。それを団体が一切の業務を行っている、会員は団体代理店が株式会社エーアンド・エムを知らない。それは団体組織が一体であるからで東京海上もこれを承知している。団体が理事によって完全に私物化されているから前記
(2) (3) (4) の行為が出来るので通常では考えられない行為である。

3. 医療共済会の発足から現在の実態

1 医療共済会の発足

- (1) 医療共済会は、団体創業者が歯科医師の契約件数が昭和 51 年 7 月 1 日に 103 件に達したことから、個人保険から団体保険として保険料を団体化した。その為に引き受け保険会社の大正海上（現三井住友海上）は保険料を 10%割引した。（甲-1）その後引き受け保険会社東京海上を加えて 2 社とした。団体代表者を三輪康に入れ替える為にその後口実で「中税務署と東海財務局」虚偽の指摘を利用した。
- (2) 東京海上は昭和 60 年団体保険更改時 7 月に会員が 2,000 名余りになった為団体保険医療共済会の団体整備を目的として「理事名、会則」を記載した営業資料を全会員に配布した。（甲-5）次年度の昭和 61 年、62 年度も配布を同様に指示した。

2 名古屋中税務署指摘は東京海上の代表者入れ替えの虚偽行為であった

- (1) 昭和 62 年 2 月 17 日に東京海上の辻営業担当者は当時の医療共済会会長であった団体創業者に対して、「名古屋中税務署から医療共済会について、『医療共済会は権利能力なき社団としての実態を有していない。』、『早急に理事会を開催し理事会機能の強化、及び組織強化を図るべきだ』との代理店指導を受けた。」と東京海上は虚偽の指摘を口実として名古屋中税務署を利用した。（甲-6）しかし創業者の拒否で失敗した。
- (2) そもそも中税務署が職務権限が無い第三者の東京海上に団体の組織形態について指摘は出来ない。そもそも団体は税務申告が必要の無い人格なき社団である、又団体は権利能力なき社団であるかは団体の勝手であり税務的問題とは全く別問題である。東京海上は創業者に最初の虚偽行為を行った。
- (3) 現在団体が理事によって団体と代理店が一体化して私物化されている状態を見ても虚偽であった事は明確であり、虚偽で無いと主張するならば関係資料の提出を求めるが提出は出来ない。

3 東海財務局指摘は被告と東京海上による 2 回目の虚偽行為であった

- (1) 2 年前の昭和 62 年 5 月 20 日（甲-7）に打合せ会で虚偽記載してある通り旧理事の辞任、新理事選任が虚偽ではなく真実であれば平成元年 3 月から 9 月に渡る 7 カ月間の「打合せ会」は不用である。原告が主張している通り虚偽資料で両者は原告塚原の団体代表者分離を再度虚偽行為を行った。
- (2) 平成元年 3 月 9 日の理事会では団体代表者塚原の分離入れ替えを目的とした理事会を開催した。課題として「テアケ医療共済会の分離について今後検討を前向きに進める」と予告までしている。それは 2 回目の虚偽行為の開始であった。又（甲-7）の虚偽記載の証明でもある。
- (3) 平成元年 4 月 13 日東京海上森名古屋中央支社長は、理事会で「東海財務局から医療共済会と団体代理店である(株)テアケとの関係について問い合わせがあり」「団体と代理店は人的・資金的に一切関係なし」と報告しているこれが真実であれば再度当局に虚偽報告をした事になる。（甲-8）
- (4) 現在の団体理事は被告であり、団体代理店は理事親族会社(株)エーアンド・エムである団体と代理店は一体でありこの報告と矛盾する。これら中税務署と東海財務局の関係資料の提出は一切無いし元々当局からの指摘は無かった。

4 原告塚原に三輪・新井前理事長による恐喝行為

- (1) 平成元年 6 月に入ると 9 月までの 4 カ月間に団体創業者を三輪と新井両氏の歯科医院に呼び出して両氏は創業者の団体からの分離入替を迫った。創業者が新井氏の人間性に言及したら、新井を排除するなら手切れ金として 1 億を支払えと言われ創業者は 2,000 万しか支払えないと申すと、最低でも手切れ金 5,000 万円は必要と再々脅迫された。「新井→手切れ金 1 億円→5 千万円」（甲-9）
- (2) 7 月に入ると 6 月よりも更に強い恐喝をした。新井氏はこの時になると言葉遣いが完全にヤクザ言葉になって創業者に何回も執拗に迫った。二人は創業者を両サイドから挟み撃ちにして医療共済会の解散と団体事務所のカギ交換を行い入室禁止を言及してその後実際に事務所に入室が出来なくなった。そして創業者に 1 回に 2 時間余り十数回に渡って強く迫って脅迫した。（甲-10）

5 東京海上の解除通告

- (1) 東京海上の辻営業担当者から打ち合わせ会は「東海財務局対策」で必要と話されていた為創業者はそれを信じた。しかし東京海上の本心（創業者の団体代表者入替）を知る事は出来なかった。東京海上が代理店指導の名の下で行った「打合せ会→理事会・理事」は本来の理事会では無い。「中税務署指摘」は他に「団体代表者入れ替」の目的を持った打合せ会及び理事会は虚偽行為に過ぎない。そこで話し合いをされ決められた事は不当行為であって被告がそれで団体の理事に成った正当性は無い。原告はここで打合せされ決められた事は全て虚偽行為で無効と主張する。
- (2) その後に於ける東京海上の活動
創業者の団体代表者から被告に入替えする為に手段として被告と共謀して「打合せ会→理事会」「被告→理事」を口実とした。そして東京海上は一方的に被告ら数名を理事に指名した、そしてその後代理店指導の下で手段として「中税務署指摘」の名目で昭和 62 年 2 月 17 日以降行われた。その時の議事録（甲-6）には既に新旧理事名が記載してあるしかしその時は失敗に終わった。その 2 年後の平成元年 3 月 9 日より「東海財務局指摘」と名目を変えて 2 回目の虚偽行為が行われた。（甲-11）それでも創業者に拒絶されその後三輪、新井の恐喝行為に繋がった、更にそれでも創業者が団体代表者の入れ替に同意しない為創業者に対して東京海上は「団体契約、代理店契約」の解除通告で両者は目的を達成した。

4. 東京海上の創業者に対する虚偽行為

- (1) 東京海上は昭和 62 年 2 月 17 日に原告創業者に名古屋中税務署から「医療共済会は権利能力なき社団としての実態を有していない」「早急に理事会を開催し理事会機能の強化及び組織強化を図るべき」との指導を受けたと虚偽の代理店指導を行ったこれが今後行われる「理事会、理事」の口実であった。
- (2) 翌日の昭和 62 年 2 月 18 日行われた打合せ会では議事録として新規理事として三輪康、新井信治、佐藤志貴、井桁清和、高阪雅裕と記載しており、辞任理事として創業者と記載されている、最初から被告と東京海上の思惑通りであった。その第一の目的は昭和 62 年 7 月 1 日に団体更改資料と共に会員に新理事 5 名を被告理事と交替させるのが目的であった。(甲-12) 理事は会員に推薦で承認された者でなく東京海上の一方的な指名であった。これは代理店指導の名目で行われた虚偽行為である。
- (3) 原告はその後の理事会は東京海上と被告が新旧理事の入替が目的であった。被告によって団体を乗っ取り現状の団体私物化を見れば中税務署、東海財務局指摘は虚偽であった事は明確である。東京海上は創業者に対してこれらの「理事会」は対財務局対策が必要であると虚偽の説明していた。

5. 団体の代理店手数料について

- (1) 理事は会員に確認と承認を得ず理事が理事権限で一方的に指定代理店を独占指定している。理事親族会社株式会社エーアンド・エムが指定代理店となって代理店手数料として毎年約2億円余りを受領している。会員は現在もこれを知らされていない。理事は会員に確認を取らない理事権限で取得した会員部分の手数料は会員に返済するべきであり請求する（甲-13）
- (2) 医療共済会の団体代理店手数料は会員又は会員関係者の親族が受け取るものである。現在医療共済会の代理店手数料年間約2億円を理事の親族会社が独占して受け取っている、会員契約者はその事実を知らされていないし知らない。理事の部分のみなら可能であるが他の会員の部分を会員に無断で一方的に取得する事は不法行為である、理事にはその権限はない他の会員の代理店手数料部分は会員に返還する事を請求する。
- (3) 会員が団体の指定代理店株式会社エーアンド・エムの存在を知らない最大の理由は、団体の対極にある指定代理店としての業務活動を一切行っていないからであるその代理店業務を全て団体が行っている。団体と指定代理店は相對する組織である通常一般的には考えられない状態である。こんな事が許されるのは団体と組織が一体で私物化されているから可能である。保険業法に完全に違反している。

6. 団体の剰余金について

- (1) 被告は本来会員に毎年精算して返還されるべき剰余金で株等の金融商品取引を行っている、これはリスクの高い商品で会員の剰余金は安全性が求められる。それを無断で行い十数億円余りの多額な損失を発生させた事は大きな問題である。会員は今迄剰余金が何に使用されているか存在さえ今もって知らされていない。理事は会員に剰余金存在そのものを隠蔽している為に会員は知らない。理事は過去の取引明細と経理処理を開示して損失金を弁済すべきである。(甲-14)
- (2) 剰余金を試算すると 17 億円以上の不足であるこれは被告の横領行為である。会員の剰余金を無断で株取引等が成されているそれも公金流用の不法行為である。その取引明細は現在迄一切会員に確認を取らず報告もされていない。
(甲-15) この様な事が出来るのは身内で理事を固めて他の会員を一切参加と関与をさせない私物化された閉鎖団体であるからそれが可能である。
- (3) 会員に剰余金は公金であり毎年精算して支払いされるものである。

その年の総剰余金÷その年の総休業口数=1口当り剰余金

(休業補償月額 10 万円を 1 単位とする)

(1 円の単位で剰余金計算が可能)

7. 団体の公金で株取引

- (1) 理事が会員の剰余金を会員から一切確認を取らず公金を無断でリスクの高い金融商品に投資する事は不法行為で許される行為ではない。本来なら毎年剰余金は会員に返還される金額である。これを株投資等に投資するべきではない毎年会員に剰余金は計算して返還されるべきであるこれでは会員に毎年返還が出来ない。会員には剰余金の事は今現在も一切知らされていない。(甲-16)
- (2) 株等の金融商品取引によって多額な損失が発生している。この投資資金は毎年会員に返還されるべき会員の公金である。過去の取引明細の提出と不足損失金の弁償を要求する。

8. 医療共済会団体保険は保険業法違反である

- (1) 医療共済会は団体保険料割引の適用を受ける保険の団体です。団体保険料の割引を受ける為には保険業法に準拠しなければならない。(甲-17) 保険料の割引には2つの条件がある。その一つは「人数による割引」と、二つ目はその団体が保険の割引を目的とした「みせかけの団体」で無い事です(甲-18)しかし現在の団体保険医療共済会は被告が団体の理事となって団体と代理店の私物化を図りこれらに違反し抵触している。又引き受け代理店の株式会社エーアンド・エムは会員に対して団体の対極にある代理店業務を一切行っていない。全ての業務を団体が行っている。通常代理店業務を対極に有る団体が行う事は保険業界では有り得ない状態である、引き受け保険会社東京海上は当然これを承知して他の団体では行っていない最高27%割引の団体保険として引き受けている。
- (2) 現在の医療共済会の団体は平成元年9月以降原告創業者より被告が東京海上と共謀して団体代表者の入れ替を行った団体である。会員は平成20年まで団体が完全に被告によって私物化されている事実を知らなかった。被告は乗っ取ってから平成21年度迄は会員に団体の理事名と会計報告も一切実行しなかった、その間の剰余金を試算すると十数億円余り不足している。又理事は三輪康と新井信治の元勤務医師と医局の後輩で占めていて他の会員に対しては団体の参加と関与は一切認めていない。(甲-19) 現在に至るまで総会、役員選挙は一回も実施されていない。又詳細な会計報告は一回も無いし会員は保険料が最高に割引されている為保険に加入するだけの状態である。
- (3) 本来団体の代理業務は指定代理店の株式会社エーアンド・エムが行うのが通常である。それが会員に対して一切の営業活動を行っていない。その業務を全て団体が行っている所以会員はその存在を知る事が出来ない。代理店業務を団体が行う事は完全に保険業法違反で具体的には団体基準で言う「みせかけの団体」である。現在の団体保険医療共済会は本来は保険料を団体保険料として割引が出来ない団体です。会員は保険料が絶対的に安い為に加入する。

- (4) 東京海上は被告と共謀して昭和 62 年 2 月以降と平成元年 3 月以降に創業者の団体代表者を被告理事の入れ替え活動を行って来た。それが平成元年 9 月に団体代表者塚原の入れ替えが実現した。その後の団体の状態を東京海上はその私物化団体が保険業法に違反している事実を承知の上で団体保険として引き受けている。

9. 今後の医療共済会

- (1) 今後の医療共済会を検討すると、現在の様に一部会員によって団体を乗っ取り私物化されない団体にするには社団法人化が最善である。
これで団体は「会員の会員による会員の為」の団体に生まれ変わる。
医療共済会の将来を考えると、一部会員による団体の私物化を回避する為に

団体を「一般社団法人 医療共済会」に

令和5年4月28日付で設立済

(登録番号 No.- 1800 - 05 - 020206) (甲-20)

後は団体が会員の手に戻るのを待つだけです

団体の指定代理店を理事親族会社から協同組合に変更する

理事親族会社 → 「協同組合 医療共済会」

会員又は会員の親族が組合員となって代理店手数料収入を受け取る
協同組合は団体が実働しないと設立が出来ないので待機中

10. 原告の主張とまとめ

- (1) 団体保険医療共済会の指定代理店は会員に公表して確認と承認を取るべきである。それを団体運営は三輪、新井の関係者で占めて会員に参加と関与は一切認めないで団体を私物化している。理事は一方的に理事親族会社株式会社エーアンド・エムを指定して毎年代理店手数料約2億を取得している。これは理事長権限を悪用しての横取りであり会員に返還されるものである。団体理事長は団体指定権限は有っても会員に無断で理事がそれを独占する権限はない。
- (2) 理事は団体代表者の権限を悪用して団体理事経費、手当を取得している又理事親族会社を指定代理店にして代理店手数料年間約2億円余りを取得している。会員は理事が団体の指定代理店になって代理店手数料を取得している事を現在迄も一切知らないし知らされていない。理事の会費部分を除いた会員部分の手数料は会員に返済されるべきで返済を要求する。理事が無断で取得する権限は無い。
- (3) 剰余金は会員に毎年返還される金額である、その分配される剰余金は1円の単位まで計算が出来る、その会員の剰余金を会員に知らせない、又了解を得ないで株等の金融取引を行っているこれでは毎年精算する事が出来ないこれは理事の団体私物化で許される事ではない、株取引等の詳細資料を求める。
- (4) 理事は会員に無断で団体契約から生じる剰余金を株等の金融商品に投資している。又剰余金を試算すると十数億円もの欠損が生じ不明金となっている。この多額な不足金を会員に解明して、その不足金を会員に返済されるべき金額である。
- (5) 被告高阪雅裕は団体保険の理事には該当しないし他の理事も同様である。被告らが創業者から団体を乗っ取った平成元年9月以降は一回も総会の開催と役員選挙が実行されていない。会員は団体に対して参加と関与を一切許さず会費を支払うのみである、団体は被告らによって完全に私物団体化されている。理事は会員に団体の理事として法的に正当な手続を得ていない。会員は過去と現在の理事名と経緯を知らない、それを証明せよ東京海上の一方的推薦だけであるこれは団体保険の「保険業法」に違反する。仮に被告らが団体の理事と仮定しても「団体保険医療共済会」の理事には該当しない。又理事指定代理店株式会社エーアンド・エムは代理店業務を一切行っていないので会員は存在そのものを知らない、これは団体と代理店が完全に一体で団体は私物化され保険業法の違法状態である。